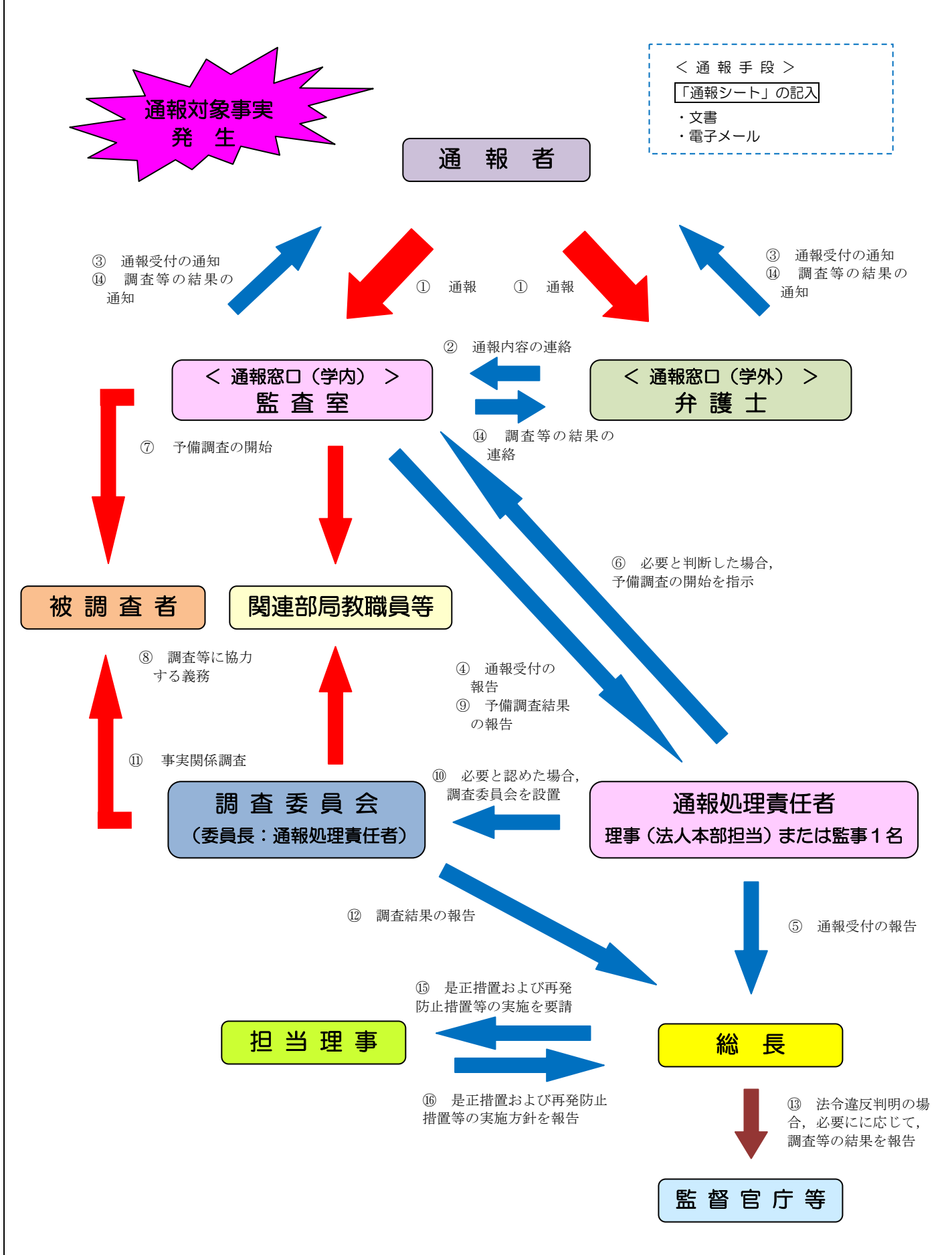


学校法人法政大学における内部通報のフローチャート



学校法人法政大学における内部通報の対応手順

- ① 法令違反が生じている場合、またはまさに生じようとしている場合には、発見者は直ちに通報受付窓口〔監査室または総長の指定する弁護士（以下、「弁護士」という。）〕へ通報を行う。
- ② 弁護士（学外通報受付窓口）が通報を受け付けた場合には、監査室（学内通報受付窓口）へ通報内容を連絡する。
- ③ 監査室は、通報者に対し、通報を受け付けた旨を文書により通知する。弁護士を窓口とした通報については、弁護士を通じて文書により通知する。
- ④ 監査室は、通報処理責任者に通報を受け付けた旨を報告する。
- ⑤ 通報処理責任者は、総長に通報を受け付けた旨を報告する。
- ⑥ 通報処理責任者は、調査が必要であると判断した場合には、監査室に対し、予備調査の開始を指示する。
- ⑦ 監査室は、通報の事実確認、証拠資料の確保等の予備調査を開始する。調査に際し、関連部局の協力を求めることができる。予備調査にあたっては、通報者、利害関係人の信用、名誉およびプライバシー等に配慮する。
- ⑧ 調査を受ける教職員等は、調査等に協力する義務を負う。
- ⑨ 監査室は、予備調査の結果を直ちに通報処理責任者に報告する。
- ⑩ 通報処理責任者は、監査室からの報告により内容を判断し、必要と認めた場合には、調査委員会を設置する。
- ⑪ 調査委員会は、事実関係調査を行い、違法行為等の有無を検討する。調査にあたっては、通報者、利害関係人の信用、名誉およびプライバシー等に配慮する。
- ⑫ 調査委員会委員長（通報処理責任者）は、調査等の結果を直ちに総長に報告する。
- ⑬ 総長は、調査等により法令違反行為が判明した場合は、必要に応じて監督官庁等に対して調査等の結果を報告する。
- ⑭ 監査室は、通報者に対して、通報された教職員等の信用、名誉、およびプライバシー等に十分に配慮しつつ、調査等の結果を文書により通知する。弁護士を窓口とした通報については、弁護士を通じて通報者に通知する。
- ⑮ 総長は、担当理事（当該事実が発生したまたは発生するおそれのある組織を担当する理事）に対して是正措置および再発防止措置等の実施を求める。
- ⑯ 担当理事（当該事実が発生したまたは発生するおそれのある組織を担当する理事）は、是正措置および再発防止措置等の実施方針を策定し、総長に報告する。